

with

いっしょに

NO.309

令和4年11月発行



山北町の箒杉

住所：神奈川県足柄上郡山北町中川

目次

- 令和5年度税制改正への法人会からの提言 2～5ページ
- 新会員紹介・今後の事業活動スケジュール 6ページ
- 電子帳簿保存法における電子取引データ保存とは？ 7ページ
- 表紙のお話 8ページ
- 湘南ベルマーレフットサルクラブからのお知らせ 9ページ
- 日本政策金融公庫からのお知らせ 10ページ
- 小田原県税事務所からのお知らせ 11ページ
- 小田原税務署からのお知らせ 12ページ
- 小田原労働基準監督署からのお知らせ 13ページ
- インボイス（留意点） 14～15ページ
- ふれあいいんぷおめーしょん 16ページ

ホームページも是非ご覧ください

小田原法人会

検索



<http://www.odawara-hojinkai.com>

法人会

令和5年度
税制改正提言

ポストコロナの経済再生と 財政健全化を目指し、 税財政改革の実現を！

法人会は令和5年度税制改正に実現を求める提言をまとめ、今後政府や関係諸官庁に要望活動を展開していきます。

従来より先進国の中では突出した財政赤字を抱えていたことに加え、新型コロナウイルス感染症拡大対策として、赤字国債発行による財政出動で、一段と財政赤字は膨らんでいます。

法人会は、ポストコロナの経済再生と財政健全化を目指し、税財政改革を強く求めています。



【第38回全国大会 (10/13)】

紙幅の関係上、抜粋掲載します

1 税・財政改革のあり方

我が国財政は先進国の中で突出して悪化していたところに100兆円近くともいわれる莫大なコロナ対策費が加わり、国債発行残高はついに1,000兆円の大台を突破した。地方を合わせると長期債務残高は国内総生産（GDP）の2倍以上に達している。

我が国が最悪期を脱しウイルスとの共生段階に入ったとされる今、まずはこのコロナ対策財源の借金返済をどう進めるかが最大の課題である。すでに米国、イギリス、ドイツなどではコロナ禍の真只中にあつた時期から、増税などを含めた大枠の返済計画を示し実行に移し始めた。

我が国においても、少なくとも国債で賄ったコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせず現世代で解決するような返済計画を策定することが急務である。

とが急務である。

具体的には、政府保有株式売却や復興を目的とした付加税などで財源を確保した東日本大震災の復興計画などを参考に、一般会計と区分した特別会計とすることが望ましい。

コロナ禍はまさに国難であり、国民が連帯し幅広く負担することが求められよう。

我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという深刻な構造問題を抱えている。

にもかかわらず、歴代政権はこれに真正面から取り組むことを避けてきた。

それが現在の極度に悪化した財政と「中福祉・低負担」といういびつな不均衡を生んだのである。

コロナ対策財源の返済に早く道筋をつけたうえで、真つ当な税財政改革に着手しないと我が国が目指すべき「中福祉・中負担」と財政の健全化は実現できない。

1. 財政健全化に向けて

我が国経済はコロナウイルスとの共生段階に入り、財政運営は「平時」に戻るようになる。その際、最も重要なのは失われた財政規律の回復である。

未曾有の国難に財政が対応することは当然のことだが、使途が不明確な多額の予備費や膨大な使い残しが生じた予算編成の実態を考えれば、これを検証することが極めて重要なのである。

とくに問題なのは、この歳出の大半が数次にわたる補正予算で編成されたことである。

本年4月に取りまとめたロシアのウクライナ侵攻などを背景とする物価上昇対応を中心とした緊急経済対策も補正予算によるものだった。

補正予算は当初予算に比べてより機動的に編成できるメリットがあるが、一方では国民の目が届きにくく、国会でも議論が不足がちになる。

このため、政府は往々にして当初予算を抑制気味に編成し補正で歳出を膨らますという傾向が強かった。その手法が批判され補正の規模は縮小されてきたが、今般のコロナ禍により異常な規模で復活し

てしまったのである。

財政健全化の目標も後退した印象がある。「骨太の方針2022」では、昨年復活した国と地方のPB（基礎的財政収支）黒字化の目標年限である「2025年度」が再び姿を消したのである。

「これまでの財政健全化目標に取り組む」との表現で間接的に年限を担保しているものの、腰が引けた姿とみられても仕方ないだろう。

本年7月に更新された内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」では、高い成長率を前提とした場合でも2025年度には5千億円の赤字が残るとしている。しかし、これは新たな税財政改革を想定していない試算である。政府が本気で改革に取り組めば2025年度の黒字化達成は十分に可能といえる。

ただ、新たに留意すべき財政需要としては防衛費がある。「骨太の方針2022」では「5年以内の防衛力抜本強化」が盛り込まれた。ロシアのウクライナ侵攻と覇権主義的動きを強める中国を念頭に置けば、防衛費の大幅増加は避けられまい。財政健全化とどう両立させるのか、岸田政権の手腕が問われよう。

これまでも財政を左右する
と指摘されてきた団塊の世代
が、ついに本年度から後期高
齢者に入り始めた。

本来なら、それまでに少な
くともPB黒字化を達成して
おかねばならなかった。財政
健全化が国家的課題であるこ
とを政治家も国民も再確認し
不退転の決意で臨む必要があ
る。

(1) コロナ禍は最悪期を脱し
社会経済活動は平時に戻りつ
つあるが、その影響がなくな
ったわけではない。このため、

相応の需要喚起を行うことも
必要ではあるが、それがバラ
マキ政策とならないよう十分
配慮すべきである。

(2) 財政健全化は国家的課題
であり、コロナ禍収束後には
本格的な歳出・歳入の一体的
改革に入れるよう準備を進め
ることが重要である。

歳入では安易に税の自然増
収を前提とすることなく、ま
た歳出については聖域を設け
ずに分野別の具体的な削減・
抑制の方策と工程表を明示し、
着実に改革を実行するよう求
める。

(3) 国債の信認が揺らいだ場
合、長期金利の急上昇など金
融資本市場に多大な影響を与
え、成長を阻害することが考

えられる。

すでに日銀は政府による過
剰な依存が主因とはいえ、国
債保有が異常に高い水準に達
しているほか、株式市場でも
市場機能を歪めかねない存在
となっている。

いずれ金融政策は正常化さ
せねばならず、その際には政
府と日銀が健全な関係を構築
し、副作用を最小限に抑える
よう細心の政策運営が求めら
れる。

2. 社会保障制度に対する 基本的考え方

我が国は先進国で最速のス
ピードで少子高齢化が進み、
かつ人口が減少するという極
めて深刻な構造問題に直面し
ている。

社会保障給付費は高齢者人
口がピークを迎える2040
年には、2022年度の約1
31兆円から190兆円に膨
張する見込みである。

社会保障給付費は公費と保
険料で構成されており、財政
のあり方と密接不可分の関係
にある。

現状の「中福祉・低負担」
という不均衡を「中福祉・中
負担」という正常な姿に改革
するには、適正な負担を確保
するとともに、給付を「重点

化・効率化」により可能な限
り抑制するしか方法はない。

団塊の世代は本年度から後
期高齢者入りした。この世代
がすべて後期高齢者となり、
医療と介護の給付費急増が見
込まれる「2025年問題」
が始まったのである。しかし、
政府が前述した改革に本気で
取り組んでいるとはいえない。

また、社会保障のあり方で
は「自助」「公助」「共助」
の役割と範囲を改めて見直す
ほか、公平性の視点が重要で
ある。

医療保険の窓口負担や介護
保険の利用者負担などの本人
負担については、高齢者にお
いても負担能力に応じた公平
な負担を原則とする必要があ
る。

本年が2年に一度の改定年
にあたった診療報酬では、期
待された「本体」（医師の人
件費等）引き下げが逆に引き
上げとなり、それを「薬価」引
き下げでカバーし、全体とし
ては引き下げという従来手
法でお茶を濁した。これでは
見せかけの改革といわれても
仕方あるまい。

コロナ禍で表面化した急性
期医療の脆弱さも診療報酬と
無関係ではない。診療報酬は
不足する感染症などの専門医

を含む病院の勤務医と開業医
の医療行為の点数配分が同じ
であり、業務の分野はどうし
ても敬遠されがちとされる。

都市と地方や診療科によっ
て医師が偏在しているのも報
酬の配分に問題があるからと
いわれる。

さらに、開業地域も診療科
にも規制がない我が国独特な
自由開業制度がこうした偏在
傾向を助長していることに目
を向けるべきである。

欧米では何らかの規制を行
っており、例えばドイツには
開業地域や診療科ごとに医師
の定員を設ける人的規制があ
る。診療報酬が税金と保険料
を原資としていることを考え
れば、行政が厳しく管理する
のは当然ともいえる。

規制すべきところは規制し、
緩和すべきところは緩和する。
それが真の改革である。今後
も発生するであろうパンデミ
ックに備えるためにも、抜本
的な医療制度改革に取り組む
必要がある。

(1) 年金については、「マク
ロ経済スライドの厳格対応」、
「支給開始年齢の引き上げ」、
「高所得高齢者の基礎年金国
庫負担相当分の年金給付削減」
等、抜本的な施策を実施すべ
きである。

(2) 医療は産業政策的に成長
分野と位置付け、デジタル化
対応など大胆な規制改革を行
う必要がある。給付の急増抑
制や都市と地方、診療科間の
公平性を確保するために診療
報酬（本体）の配分等を見直
すとともに、政府の新目標で
あるジェネリックの普及率「全
ての都道府県で80%以上」を
達成する必要がある。

(3) 介護保険については、制
度の持続性を高めるために真
に介護が必要な者とそうでな
い者とのメリハリをつけ、公
平性の観点から給付及び負担
のあり方を見直すべきである。

(4) 生活保護については、給
付水準のあり方などを見直す
とともに、不正受給の防止な
どさらなる厳格な運用が不可
欠である。

(5) 少子化対策では、現金給
付より保育所や学童保育等を
整備するなどの現物給付に重
点を置くべきである。その際、
企業も積極的に子育て支援に
関与できるよう、企業主導型
保育事業のさらなる活用に向
けて検討する。

また、子ども・子育て支援
等の取り組みを着実に推進す
るためには安定財源を確保す
る必要がある。

（次頁）

(前頁)

(6) 中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

また、配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は就労調整が行われる一つの要因となっており、人手不足で悩む中小企業にとって深刻な問題である。女性の就労を支援するためにも、税と社会保障の問題を一括して議論すべきである。

3. 行政改革の徹底

国民がコロナ禍に苦しんできたなかで、依然として国民感情を逆なでするような政治や行政の問題が続出している。

キャリア官僚による給付金詐欺や国会議員の文書通信交通滞在費問題などである。文通費は一人月額100万円が無条件で支給されてきたもので、世論の批判を受けて日割り制にしたが、使途の透明性が確保されないなど、改革はお手盛りの終わったといわざるを得ない。

昨年のデジタル庁、来年4月の「こども家庭庁」など官庁の創設が目立っているが、これについても行革の視点か

ら注文をつけておきたい。

我が国のデジタル化の推進は官民共に重要な課題である。

コロナ禍で表面化した政府と地方間、省庁間、さらに行政と国民の間での意思疎通の欠如や情報共有の混乱なども、デジタル化の立ち遅れが大きな理由といわれている。

こうした問題に対応するには縦割り組織を横ぐしに刺す形のデジタル庁の存在は必要であるが、この組織を機能させるのは容易ではなく政治の強力なリーダーシップが求められる。

「こども家庭庁」も省庁間の縦割りを排し一元的にこどもと家庭の問題を扱うというが、肝心の「幼保一元化」問題には後ろ向きである。また、必要な安定財源の確保策についても明確ではない。

官僚組織は常に肥大化する習性があるといわれる。新官庁が機能せずただ屋上屋を重ねるだけでは大きな政府に道を開くことになる。

国民の厳しいチェックが必要である。そして、行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削ることが重要である。

Ⅱ 経済活性化と中小企業対策

我が国経済に甚大な打撃を与えたコロナ禍は最悪期を脱し、コロナとの共生段階に入ったとされる。すでに米欧は社会経済活動を本格再開したが、その副作用とロシアのウクライナ侵攻の影響により、エネルギーや原材料を中心とした急激な物価上昇に見舞われ、我が国もその流れに飲み込まれた。

アベノミクスで数少ない成功例といわれる「円安・株高」の構図も、日米金利差による急激な円安が輸入物価の上昇を助長するというデメリットに転じた。しかし、米国と違つて景気が低迷する我が国は長期金利を0%程度に抑える政策を転換できないジレンマに陥った。

こうした中で岸田政権は「成長と分配の好循環」という「新しい資本主義」を打ち出し、その具体的政策として「人への投資」や「スタートアップ」「デジタルトランスフォーメーション」「グリーントランスフォーメーション」への投資など、社会課題の解決を成長のエンジンに転化する方針を掲げた。

その方向性は是とするものの、従来政策に手を加えただけのものも少なくなく説得力に欠ける印象が強い。アベノミクスで中途半端に終わった農業や医療分野などいわゆる岩盤規制の改革に取り組む姿勢も見られないし、資産所得倍増構想もNISAの活用などでは力不足であろう。積みあがった企業の膨大な内部留保を投資や賃上げ、配当にどう向かわせるかという近年の宿題も残ったままである。

一方、覇権主義的動きを強める中国を念頭に置いた「経済安全保障」を、より前面に打ち出したことは注目に値する。防衛力の抜本強化については財政との関連で触れたが、経済安保は先端技術の流出防止や半導体など戦略物資の供給網強化を目的としている。

ロシアのウクライナ侵攻とこれに伴う対ロシア経済制裁のよな事態が、アジアでも生じかねないという強い懸念があるからであろう。米国主導で我が国も主要参加国となったインド太平洋を対象とする緩やかな経済連携を目的としたIPEFも、実態は対中経済

安保である。経済界もこうした国際的パラダイム変化に対応して行かねばなるまい。

指摘したように、我が国の社会経済活動はようやくコロナとの共生段階に入ったが、欧米のように本格化はしていない。このため、業種によっては依然として苦境から脱出できないでいる企業も多い。政府にはモラルハザードが生じないよう十分に注意しつつ実効性ある対応が求められる。

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は地域経済の担い手であるだけではなく、我が国経済の礎である。コロナ禍の影響が依然残っているだけでなく、エネルギーや原材料価格の上昇などが重なり、経営環境は一段と厳しさを増している。中には廃業に追い込まれる例も珍しくない。

そうした中で求められるのは、健全な経営に取り組んでいる企業が、持てる能力を十分に発揮できるような税制の確立である。また、政府と自治体はコロナ禍への懸念が再燃するケースも想定し、実効性のある対策を準備しておくことも必要である。

(1) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化するべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれていた軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

なお、本制度は令和5年3月末日が適用期限となっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は適用期限を延長する。

(2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。

(3) 中小企業等の設備投資支援措置

中小企業経営強化税制（中小企業等経営強化法）や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例（先端設備等導入制度）等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処する。なお、「中小企業経営強化税制」「固定資産税の特例」「中小企業防災・減災投資促進税制」「デジタルトラнсフォーメーション投資促進税制」は、令和5年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。

2. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。

平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離れた本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業継続に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

① 猶予制度ではなく免除制度に改める。

② 新型コロナウイルスの影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対して要件を緩和するなど配慮すべきである。

③ 国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。

(3) 取引相場のない株式の評価の見直し

取引相場のない株式の評価については、企業規模や業種によって多様であるが、企業

価値を高めるほど株価が上昇し、税負担が増大する可能性があるなど、円滑な事業承継を阻害していることが指摘されている。取引相場のない株式は換金性に乏しいことを考慮し、評価のあり方を見直す必要がある。

3. 消費税への対応

消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。

このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。政府は、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

(1) 令和5年10月から導入される「インボイス制度」について、すでに「インボイス発行事業者」の登録申請がはじまっているものの、事業者のインボイス制度に対する理解が十分に深まっているとはいえない。さらに、新型コロナウイルスは

小規模事業者等の事業継続に大きな困難をもたらした。

これら事業者が事務負担増や取引から排除等の理由により休業に追い込まれることのないよう、当面は現行の「区分記載請求書等保存方式」の維持、または免税事業者からの仕入税額相当額の8割を控除できる経過措置を当分の間維持するなど、弾力的に対応すべきである。

(2) インボイス制度を実施するのであれば、国は事業者者に混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担が軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行うに際し、取引価格の引下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。

(3) インボイス制度や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するなど、事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加している。特に電子データ保存の義務化については、全ての事業者が対象となっており影響は大きい。システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

新会員紹介コーナー

令和4年8月1日～9月1日（敬称略）

※新入会員4社の内、情報公開に同意された3社を掲載しております。

★小田原支部				
医療法人恵中会 小田原箱根健診クリニック	小島 時昭	医療業	小田原市栄町1-1-15ミナカ小田原7階	0465-24-0077
★川東支部				
税理士法人SSK	佐々木健吾	税理士法人	小田原市南鴨宮2-30-4	0465-47-1155
★足柄支部				
(株)酒井工務店	酒井新太郎	リフォーム業	中井町井ノ口1856-5	0465-81-7031

今後の事業活動スケジュール〈令和4年11月～令和5年3月〉

※詳細はお問い合わせください。事務局（0465-23-3641）

	日	時	行 事 名	場 所	対 象
11月	12日(土)～13日(日)	10:00～20:00	第20回小学生の税の写真展	ダイナシティウエスト	小学生
	15日(火)	14:00～16:30	年末調整説明会	おだわら市民交流センター UMECO	法人
12月	16日(金)	14:00～16:30	決算法人説明会（12月決算法人対象）	おだわら市民交流センター UMECO	法人
1月	17日(火)	14:00～16:30	決算法人説明会（1月決算法人対象）	おだわら市民交流センター UMECO	法人
	23日(月)	未定	賀詞交歓会	湯本富士屋ホテル	法人
2月	7日(火)	14:00～16:20	新設法人説明会	おだわら市民交流センター UMECO	法人
	9日(木)	14:00～16:30	決算法人説明会（2月決算法人対象）	おだわら市民交流センター UMECO	法人
3月	22日(水)	14:00～16:30	決算法人説明会（3月決算法人対象）	おだわら市民交流センター UMECO	法人
	24日(金)	14:00～16:30	決算法人説明会（3月決算法人対象）	おだわら市民交流センター UMECO	法人

※新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、中止または延期になる可能性があります。

※「決算法人説明会」及び「新設法人説明会」は先着順の事前申し込み制です。



※ルール①：まだ数字の入っていないマスに、1から9までの数字のどれかをひとつずつ入れましょう。

ルール②：タテの列、ヨコの列、太線で囲まれた3×3のブロックのいずれにも、1から9までの数字がひとつずつ入るようにします。

【問題】二重枠に入った数字の合計はいくつでしょう？

		6	2				3	
	5				4			8
3				1		7		
6						2		
		8	7		3	6		
		7						1
		2		9				3
4			6				2	
	8				1	4		

【作者紹介】株式会社ニコリ

日本初のパズル専門誌「パズル通信ニコリ」を発行する出版社。

（答えは12頁にあります）

電子帳簿保存法における電子取引データの保存とは？ ～経理課社員リサと顧問税理士サキ先生の税務問答～

税理士 手嶋浩明



リサ 電子帳簿保存法が抜本的に改正されたと聞きました。当社に何か影響はありますか。



サキ先生 令和5年12月31日までに行う電子取引については、保存すべき電子取引データをプリントアウトして紙で保存し、税務調査の際に提示・提出できるようにしていればよいのですが、令和6年1月からは保存要件に従って電子データとしての保存が必要です。



リサ そうすると当社にも影響する可能性がありますね。保存すべき電子取引データとはどのようなものですか。



サキ先生 紙でやり取りしていた場合に保存が必要な情報が含まれる電子取引データで、例えば、電子メールにより受領した請求書や領収書、ホームページやクラウドサービスを利用し受領した請求書や領収書、クレジットカードのWEB明細などが該当します。



リサ 電子取引データはどのように保存するのですか。



サキ先生 電子取引データを保存する際には、①データの改ざん防止のための措置をとること、②「日付・金額・取引先」で検索できるようにすること、③ディスプレイ・プリンタ等を備え付けることが必要です。



リサ 保存要件①のデータの改ざん防止のための措置をとることとは、具体的にどのような方法がありますか。



サキ先生 「タイムスタンプ付与」や「履歴が残るシステムでの授受・保存」といった方法のほか、「改ざん防止のための事務処理規定を定めて運用する」方法でも構わないとされています。事務処理規定のサンプルは国税庁ホームページで公表されており、ひな形として活用できます。



リサ 「タイムスタンプ付与」や「履歴が残るシステムでの授受・保存」といった方法は、別途費用がかかりそうなので、当社では「改ざん防止のための事務処理規定を定めて運用する」方法が現実的ですね。保存要件②の「日付・金額・取引先」で検索できるようにすることとは、具体的にどのような方法がありますか。



サキ先生 表計算ソフトで索引簿を作成しておくことで検索できるようにする方法や、データのファイル名に規則性をもって「日付・金額・取引先」を入力し、特定のフォルダに集約しておくことで検索できるようにする方法があります。



リサ 当社には関係ないと思っていましたが、保存すべき電子取引データの確認が必要ですね。

【筆者紹介】手嶋浩明（てしま・ひろあき）1972年生まれ。東京国税不服審判所審判部、東京国税局査察部査察審理課、東京国税局管内の税務署において法人課税部門の審理担当として各法人会をサポート、などを経て、東京都中央区で税理士登録。互井敏勝税理士事務所に勤務。中小企業を中心に財務・税務サービスを行う。

表紙のお話

山北町 箒杉

北町中川の箒沢（ほうきざわ）集落の入口付近にある箒杉は、1934年に国の天然記念物に指定され、2001年に「かながわ未来遺産100」に洒水の滝とともに選ばれている名木です。



昔、禁令により6種類の木材（スギ・ヒノキ・ケヤキ・モミ・ツガ・カヤ）は伐採が禁じられており、この地域が「宝木沢」といわれていたのが転じて箒杉（宝木杉）と呼ばれるようになった説や、樹形が箒に似ていることからこの呼び名がついたともいわれています。



胸高12m、根回り18m、高さ45m（マンション15階建て相当）の巨樹で、推定樹齢が県下最高齢の2000年とされている箒杉。根元から見上げると、その雄大な姿に圧倒されます。

雪が降る時期に訪れると、一面雪景色の中で堂々と立つ箒杉の姿を見ることがも。雪があまりかかっていない様子は、箒杉の神聖さを際立たせます。



昭和47年にこの地方に甚大な被害をもたらした丹沢集中豪雨の際には、土砂崩れをくい止め、箒沢の集落を崩壊から救ったとされています。樹の根元にある祠は地区の守護神であり、この杉も昔は社木であったそうです。

箒杉の真下にある水汲み場では、箒杉の湧き水を汲むことが可能です。

箒杉には古来より地下を通じて湧き出る水があり、2013年に湧き水を「箒杉

の水」と命名。パイプを通して水が出るようにしたことで、観光客が気軽に湧き水を楽しめるようになっていきます。

飲料水としても問題なく利用できるため、水筒やペットボトル等を持参してお土産にするのがおすすめです。

湧き水の近くには、「箒杉茶屋」という蕎麦屋さんもあり、本格手打ちそばが有名で、県外からお客さんが訪れているそうです。

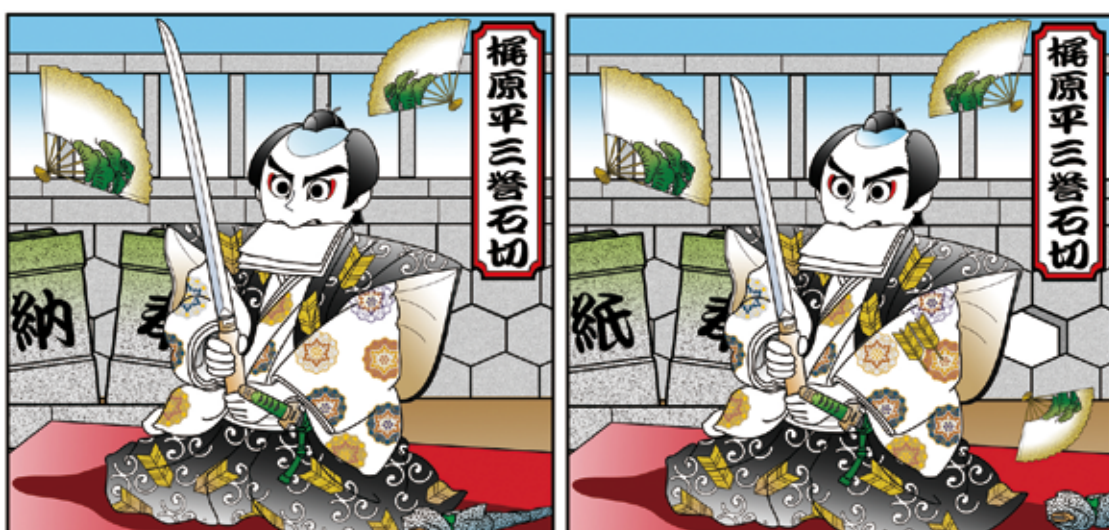
代替わりをしても変わらぬ味を守り続けている昔ながらのお店で、蕎麦の他に味噌おでんや甘味も用意されています。



山北町の隠れた観光スポットである箒杉。古来より御神木として崇められてきた巨樹より、神聖なパワーをもらいに行ってはいかがでしょうか。

7つの間違い探し

*右の絵と左の絵には相違点が7か所あります。見つけられますか？
(答えは12頁にあります)



【作者紹介】神谷一郎（かみや・いちろう）

専修大学法学部卒業後、漫画プロダクションを経て漫画家に。現在はフリーランスのイラストレーターとして、雑誌・広告・水彩画挿絵等で活躍中。

SHONAN BELLMARE FUTSAL CLUB



2022-2023シーズン中盤戦スタート

プレーオフ進出へ負けられない戦いが続く

リーグ戦は8節まで終了し、湘南ベルマーレは4勝1負3引き分けて4位の位置につけております。

8月のホームゲームでは、バルドラール浦安に敗れたものの、その翌週のフウガドールすみだ戦では日本代表に選出された内村俊太選手の2ゴールなどの活躍で4-1で大勝をし、中断期間に入りました。

フットサル日本代表は4大会ぶりのアジアチャンピオンになりました!

中断期間は日々の練習に加え、クラブの3本柱のうちの"事業性""社会性"に関するイベントや企画を選手が積極的に参加しております。

Chance&Empowerment projectの一環として、goleador様、スーパーディーラーカトー様に協力いただき、小田原市内の児童養護施設へ新品の衣類を提供を行いました。

また、9月は《グローバルゴールドセプテンバーキャンペーン》という小児がん患者やその家族、医療機関へ光を照らし、小児がんの啓発活動を世界的に行う期間になっております。湘南ベルマーレに所属し、ガンと闘いながら最後まで現役としてプレーをしていた、故・久光重貴選手が主体となり小児がんの啓発活動を行ってございました。その思いを引き継ぎ内村選手発案の小児がんチャリティオークションを開催しました。ほかにも小田原城をはじめ、松田山ハーブガーデン、江の島シーキャンドル、平塚駅南口広場噴水がライトアップでゴールドに染まりました。

これからも"ヒサと共に。"を合言葉に、地域や社会が抱える課題を様々な方と手を取りあい解決していきます。

試合結果

・ 8/20
バルドラール浦安
1-3 LOOSE

・ 8/27
フウガドールすみだ
4-1 WIN

・ 10/30
バサジィ大分
@小田原アリーナ

順位 4位(全12チーム)



No.17 shunta uchimura



No.10 rodrigo

“



代表選出



フットサル日本代表に背番号17内村俊太選手、ブラジル代表に背番号10ロドリゴ選手が選出されました!!

内村選手は、9/27よりクエートで行われたAFCフットサルアジアカップにも出場!! 日本代表は4大会ぶりの優勝に貢献しました!

日本政策金融公庫
小田原支店（国民
生活事業）からの
「お知らせ」

「事業資金」受付中!!

日本政策金融公庫・小田原支店（国民生活事業）では、幅広い業種の事業を営む方に、商品仕入資金、ボーナス資金、諸経費支払資金等の運転資金や店舗改装、機械購入等の設備資金の融資をお取り扱いしております。

長期のご返済で、利息は固定金利です。

この他、新型コロナウイルス感染症の発生により影響を受けた中小企業・小規模事業者の皆様を対象とした「新型コロナウイルス感染症特別貸付」もお取り扱いしております。

日本政策金融公庫小田原支店
（国民生活事業）融資相談係
0465（23）3175

新型コロナウイルス感染症関連の融資のご案内

新型コロナウイルス感染症特別貸付

ご利用いただける方	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業績悪化を来し、次のいずれかの要件に該当する方であって、中長期的に業績が回復し発展が見込まれる方 (1)最近1ヵ月間等の売上高または過去6ヵ月の平均売上高が、前4年のいずれかの年の同期と比較して、5%以上減少 (2)業歴が3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合等は、最近1ヵ月間等の売上高または過去6ヵ月の平均売上高が、次のいずれかと比較して、5%以上減少 ①過去3ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高 ②令和元年12月の売上高 ③令和元年10月～12月の平均売上高	資金のお使いみち	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金および運転資金	
		融資限度額	別枠 8,000 万円	
		利率(年) (注)	6,000 万円以下	基準利率 - 0.9% 3年経過後：基準金利
			6,000 万円超	基準金利
		ご返済期間 <据置期間>	設備資金：20 年以内 <うち 5 年以内> 運転資金：20 年以内 <うち 5 年以内>	

税に関する無料相談所

小田原支部の税理士が直接相談に応じます。もちろん、ご相談内容の秘密は厳守いたします。来所相談、電話相談ともに事前に電話で相談日の予約をしてください。詳しくは、電話またはホームページでご確認ください。

場所	小田原箱根商工会議所会館 6 階 東京地方税理士会小田原支部事務局	
電話	0465-24-0195	
相談日時	毎週水曜日 13時30分～16時 ※毎月25日以降はなし。1月1日～10日、2月16日～3月15日は休み。	
相談内容	税務相談・税務書類の書き方指導等。	

消費税の期限内納付を 忘れずに。

期限内納付が難しい場合は、所轄の税務署（徴収担当）へご相談ください。(～4)

消費税には申告・納付期限(※1)があります。

申告・納付には e-Tax が利用できます。

個人事業者の方は 振替納税も利用できます。

★消費税は消費者からの預り金的な性格を有する税です。
★基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です(※2)。
★期限を過ぎると延滞税がかかります。
★確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額(※3)に応じて中間申告・納付が必要となります。

直前の課税期間の 確定消費税額(※3)	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回、中間申告不要)(※4)

※1 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。
※2 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。
※3 地方消費税を含まない年税額をいいます。
※4 税務署に申請することにより、納税が猶予される制度があります。
※5 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書」を提出する旨の届出書を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。

法人会

軽油引取税について

【軽油引取税とは】

バスやトラックなどの燃料である軽油の引取り（購入）に課される税金です。

【納める人】

特別徴収義務者として指定されたガソリンスタンドの経営者などが、軽油を購入した消費者から軽油代金と一緒に税金を受け取り、毎月分をまとめて翌月末日までに県に申告して納めています。

【納める額】

消費者が軽油を購入した場合は、1リットルにつき32円10銭分の軽油引取税がその価格の中に含まれています。

【免税】

船舶の動力源等一定の用途に供する軽油の購入については、令和6年3月31日までの間、免税の対象となります。免税の適用を受けるためには、事前に免税軽油使用者証の交付を受けるなどの手続きが必要です。

【不正軽油には罰則も】

軽油に灯油や重油を不正に混ぜると不正軽油となります。これらを製造したり、販売したり、使用したりする者のほか、不正軽油と知りながら運搬や製造場所の提供にかかわった者なども重く罰せられます。

◇問合せ先

小田原県税事務所 間税課

TEL 0465-32-8000（代）

国税電子申告・納税システム

e-Tax

「e-Tax」なら
国税に関する
申告や納税、
申請・届出などの
手続きがインターネット
で行えます。

電子申告で
効率UP!



納税にはダイレクト納付が 便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※届出書の届出から利用可能となるまで、1か月程度
かかります。

e-Taxを利用して
所得税及び復興特別所得税
の申告をすると
こんなメリットが!

添付書類の
提出省略

還付が
スピーディー

法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。



法人会

ご利用に際し条件、注意事項
があります。詳しくはホー
ムページでご確認ください。

イータックス

検索

www.e-tax.nta.go.jp



小田原税務署からのお知らせ



【問合せ先】 〒 250-8511 小田原市荻窪 440 番地 Tel. 0465 (35) 4511 (代表)
※ お電話は、自動音声に従ってご用件の番号を選択いただくと、担当者がご用件にお答えします。

インボイス制度説明会（法人・個人事業者向け）

～ 自分には関係ないと思っていませんか？
発行事業者になるか、早めにご検討ください
発行事業者になる方は、早めにご申請ください ～

インボイス制度は、全ての事業者に影響する可能性があり、制度の理解が大切です。
制度の仕組みや申請手続の説明会を開催しますので、是非ご参加ください。

1 消費税の申告をされている方（課税事業者）向け ※申込み先：法人1部門（内線315）

開催日（令和4年）	開催時間	会場
11月18日（金）	10:00～11:30	小田原税務署3階会議室
25日（金）	10:00～11:30	
12月9日（金）	10:00～11:30	
16日（金）	16:00～16:30	小田原市民交流センターUMECO

2 消費税の仕組みから知りたい方（免税事業者）向け ※申込み先：個人1部門（内線412）

開催日（令和4年）	開催時間	会場
11月25日（金）	13:15～14:45	小田原税務署3階会議室
	15:15～16:45	
12月9日（金）	13:15～14:45	
	15:15～16:45	

【申込先】 小田原税務署 TEL 0465-35-4511(代) ※音声ガイダンスに沿って『2』を選択。
※ 電話による事前予約制（定員は各回30名程度）。ご来場の際は公共交通機関をご利用ください。

～法人・個人事業者のみなさまへ～

消費税 インボイス制度について

令和5年10月1日からインボイスを交付するためには、
原則として、令和5年3月31日までに登録申請手続を行う必要があります。

登録申請手続は、**e-Tax**をご利用ください！！

スマートフォンからでも**e-Tax**で申請できます。
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。



オンライン説明会の
動画、Q&Aなどを
ご覧いただけます！



（注）登録を受けるかどうかは、事業者の任意です。

7つの 間違い探し

間違い探し

『梶原平三嘗石切』の答え

- ① 刀の長さ（左上）
- ② さかやき（中上）
- ③ 「納」と「紙」（左中）
- ④ 腕の柄（中央）
- ⑤ 石垣の穴（右中）
- ⑥ 扇子（右下） ⑦ 刀のさや（右下）



【答え】

11（4+7）

8	7	6	2	5	9	1	3	4
2	5	1	3	7	4	9	6	8
3	9	4	8	1	6	7	5	2
6	3	9	1	8	5	2	4	7
1	2	8	7	4	3	6	9	5
5	④	7	9	6	2	3	8	1
7	6	2	4	9	8	5	1	3
4	1	5	6	3	7	8	2	9
9	8	3	5	2	1	4	⑦	6

知っていますか？ 自分の最低賃金

神奈川県 最低賃金

1,071 時間額 円

令和4年 10月1日から

前年比 **31円UP** 

会社員、パート、
アルバイトの方、学生さんなど
働くすべての人と
雇う人のためのルールだよ！

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで
確認！

最低賃金に関する特設サイト
<https://www.saitoichingin.info/>
最低賃金制度 

最低賃金に関するお問い合わせは神奈川県労働局または最寄りの労働基準監督署へ
神奈川県労働局ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/>

中小企業事業者の皆さんへ

業務改善
助成金

最大
600万円
を助成

消費税

事業者の方へ

令和5年10月

インボイス制度が始まります！

制度開始時に

インボイス発行事業者となるためには、
原則、**令和5年3月31日までに**
登録申請が必要です！

- インボイスを発行するためには、インボイス発行事業者の登録申請が必要です。登録は課税事業者が受けることができます。
- 免税事業者の方も、ご自身の事業実態に合わせて、インボイス発行事業者の登録を受けるかをご検討ください。
- 登録を受けるかどうかは事業者の方の任意です。
登録にあたっては、取引先との調整やシステムの整備が必要となることもあるため、お早目のご準備をおすすめします。
- 登録を受けると「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」で登録番号や氏名又は名称等の情報が公表されます。



登録申請手続は、**e-Tax** をご利用ください！

- ☑ e-Taxで登録申請手続を行っていただくと、書面で申請された場合に比べて早期に登録通知を受けることができます！
- ☑ e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知を受け取れます！
電子データで受け取れば紛失のリスクがありません！



個人事業者の方はスマートフォンからでも**e-Tax**で申請できます。
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

国税庁（法人番号 7000012050002）

（令和4年8月）

🎯 「インボイス」とは

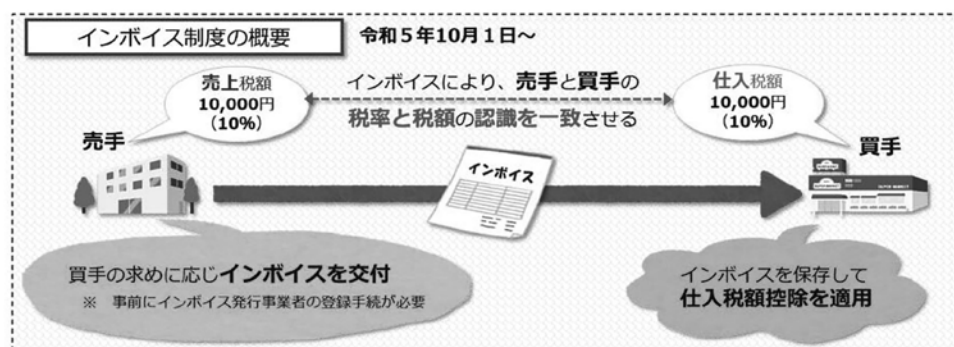
売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。

具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

🎯 「インボイス制度」とは

売手であるインボイス発行事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。

買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）であるインボイス発行事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。



🎯 インボイス制度特設サイト

制度の概要の他に説明会の開催情報や申請手続などを掲載しております。

「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」へのリンクもご案内しております。

免税事業者の方
向けのコンテンツ
も掲載中!

インボイス制度
特設サイト



🎯 制度についての一般的なご質問は

チャットボットにご質問を入力いただくと、AIを活用して24時間自動でお答えします。

上記の「インボイス制度特設サイト」からも、ご利用いただけます。

チャットボット
はこちらから



インボイス制度の疑問
にお答えします!



税務職員ふたば

軽減・インボイスコールセンターでは、一般的なご質問にお答えします

フリーダイヤル 0120 - 205 - 553 (無料)

9:00～17:00 (土日祝除く)

※ 個別相談は、所轄の税務署へ
の事前予約をお願いします。

国税庁 (法人番号 7000012050002)

(令和4年8月)

よい情報を提供します——ふれあい いんふおめーしょん

会員の皆様、会社・お店をPRしませんか！
掲載は「無料」です！



小田原箱根健診クリニック
ODAWARA HAKONE KENSHIN CLINIC

神奈川県内、最高水準の設備で検査を受診いただけます

主な診察機器：CT/MRI/痛くないマンモグラフィ/細径内視鏡（胃・大腸）/超音波検査

脳卒中や脳梗塞のリスクをチェックする為の検査 脳ドック

¥33,000 ¥41,000 ¥45,000

検査項目	脳ドック	脳ドックプラス	脳ドックプラス2
脳動脈硬化検査	○	○	○
頸動脈超音波検査	○	○	○
頸動脈CT	○	○	○
頸動脈マーカー（採血）	○	○	○

肺がんを早期に発見する為の検査 肺ドック

20,570円(税込)
・胸部CT
・腫瘍マーカー（採血）

人間ドックプログラム

コース名	料金（税込）
スタンダードコース	44,000円
メンズコース	59,000円
レディースコース	59,000円
ライトコース	30,000円

二週間前の日時より承っています

健診内容 人間ドック・健康診断一婦人科・放射線科・内科

診療科目	小田原	箱根	足柄上	足柄下	茅渚	大田	日ノ本
8:30～12:00	○	○	○	○	○	○	○
13:00～15:00	○	○	○	○	○	○	○

小田原市栄町 1-1-15 ミナカ小田原 7 階
Tel: 0465-24-0077
Fax: 0465-24-0078
https://odawara-kenshin.com/

たくさんの笑顔と 思い出をありがとう。

大切なペットちゃんが亡くなったなら
ご相談・お見送り無料 7時～23時受付
0465-20-3256

ペットセレモニー とわ

お迎え
ご遺体を頂いた後、専用の火葬車で自宅、ご指定の場所へ弊社スタッフが伺い、日程やご希望のプランをお打合せさせていただきます。

火葬
ご遺体をお預かりし、火葬いたします。最愛のご家族のひとりであるペットちゃんのため、完全個室火葬プランです。又、地蔵の環境で、(住宅街)に近いためご迷惑な場合は、弊社指定の場所にて火葬させていただきます。お立ち合いをご希望の一般火葬には、符合家にて火葬終了までお待ち頂きます。

ご返骨
火葬後はお骨を骨壺や骨箱にお入れし、ご家族の元へお返しいたします。骨壺や骨箱は ■とわ■ がご用意いたします。

ご供養
ご返骨後の供養の方法はさまざまです。詳しくはスタッフにお尋ねください。

対応エリア【神奈川県西部地区】
小田原市・南足柄市
山北町・開成町・松田町
大井町・中井町
箱根町・真鶴町・湯河原町

虹の橋を渡るペットちゃんが、永遠に安らかであることを願って・・・
皆様の大切なご家族であるペットちゃんも、亡くなると「虹の橋のたもと」へ呼ばれる場所に移る。幸せに暮らしながら飼い主さんを探っていると信じています。
私たちもご家族と共にサポート。
ペットちゃんたちが無事虹の橋を渡り安らかに暮らせるよう想いを込めてご対応させていただきます。

部品実装

- 電子機器基板の部品実装、半田付け、及び、品質検査
- 試作から量産まで、電子機器の組立、及び、各種検査

物流管理

- 電子部品の入出庫管理、登録、配送管理、センター機能
- 各部品のトレーサビリティ管理、品質管理、各種運用支援

センシング活用とIoT製品の実現 機械設備の予防保全・不良防止に

FIRSTAE
「いち早く捉える」次世代センシング・IoTの未来

お客様にご満足いただける 品質を

株式会社 湘栄電子 〒259-0151
神奈川県足柄上郡中井町井ノ口335
TEL 0465-81-2559 FAX 0465-81-2594
※ お電話でのお問い合わせは9:00～17:00 (土日祝休み)にてお受け致します

炭火焼肉ホルモン酒場 仙次郎

忘年会・新年会のご予約受付中！

①つまみ重視のホルモン酒場コース
(2H 飲み放題込み) 4500円【税込】

②一番人気！仙次郎コース
(2H 飲み放題込み) 5000円【税込】

③豪華に！極上和牛コース
(2H 飲み放題込み) 6500円【税込】

小田原駅徒歩3分。小田原おしゃれ横丁

炭火焼肉ホルモン酒場 仙次郎

電話：0465-44-4160 定休日：月曜
営業時間 17:00～23:00 日・祝 17:00～22:00
■全席禁煙 ■座席数56席 (カウンター有、個室有り、全席半個室)
神奈川県小田原市栄町2-1-2 1 棟野ビル2階